

# 国民健康保険・長寿医療制度の 保険料納付方法が選択できます



平成二十一年四月一日から、国民健康保険（六十五歳から七十四歳の一定条件を満たす世帯主が対象）および長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の保険料の納付方法が、「年金からの天引き」か「口座振替」のいずれかの選択制となります。

これまでから、「年金からの天引き」となる方について、一定の条件を満たす方については、口座振替での納付が可能となっていました。その条件の一部が緩和され納付方法を選択していただけるようになります。

【変更内容】  
これまででは、世帯主・配偶者が、ご本人（年金収入百八十万円未満の方）に代わって納付される場合に限って、口座振替が可能でした。

【変更前】  
これまででは、世帯主・配偶者が、ご本人（年金収入百八十万円未満の方）に代わって納付される場合に限って、口座振替が可能でした。

【変更後】  
被保険者本人、配偶者、世帯主名義の口座という限定がなくなり、希望される口座から振り替えにより納付いただけるようになります。（長寿医療制度では、これまでの収入制限もなくなりました）

ただし、国民健康保険税・長寿医療制度の保険料に未納がある場合は、「年金からの天引き」が継続となります。

## 手続き方法

加東市公金取扱金融機関で、口座振替納付依頼書（郵便局以外）または加東市税金等自動払込利用申込書（郵便局）を提出していただいた後に、金融機関提出書類のお客様控えの用紙と印鑑、被保険者証を各庁舎窓口センターへご持参いただき、申請書に記入してください。

【加東市公金取扱金融機関】  
みなと銀行・三井住友銀行・三菱東京UFJ銀行・中兵庫信用金庫・日新信用金庫・姫路信用金庫・兵庫県信用組合・みのり農業協同組合・郵便局

四月からの変更を希望される方は一月中に手続きを

一月三十日金までに口座振替への変更を申請された方については、四月分以降の年金からの天引きが中止となり、口座振替となります。

前記の期限を過ぎてから申請された場合は、六月分以降の

年金からの納付が変更となりますので、ご了承ください。  
国民健康保険税の問い合わせ  
総務部税務課（社庁舎）  
☎ 43・0397

長寿医療制度の問い合わせ  
市民生活部保険・医療課  
（滝野庁舎）  
☎ 48・3004

# 高齢者医療制度が見直されました ～平成二十二年三月まで一割負担に～

七十歳から七十四歳の方（既に三割を負担いただいている方、長寿医療制度の対象となる一定の障害認定を受けた方は除きます）の医療費の窓口負担について、一部負担金等の軽減特例措置により、「一割」負担が平成二十二年三月まで延長されました。

## 見直しの内容

【今までの制度】

七十歳から七十四歳の方の医療費の窓口負担については、平成二十年四月一日から「一割」の方は「二割」に改正されましたが、一部負担金等の軽減特例

# 国民健康保険の出産一時金を 三万円加算します

国民健康保険に加入されている方（被保険者）が出産された場合に支給される出産育児一時金は、現在三十五万円ですが、平成二十一年一月一日以降に産科医療補償制度に加入の分娩機関で出産された場合は、三万円が加算支給されます。

これは、新しく始まる産科医療補償制度とは、出産に関連して発症した重度脳性麻痺児に対して、分娩機関の過失の有無にかかわらず総額三千万円の補償金が支払われる（出生体重が二千グラム以上で在胎週数三十三週以上などの補償対象基準があります）制度です。

## 手続き方法

母子健康手帳と登録証の写しをご持参のうえ、各庁舎の窓口センターで出産育児一時金支給申請書をご提出ください。

問い合わせ

市民生活部保険・医療課  
（滝野庁舎）  
☎ 48・3002



問い合わせ

市民生活部保険・医療課  
（滝野庁舎）  
☎ 48・3002